

高知県看護協会看護研究学会投稿規程

1. 応募資格

発表者(筆頭研究者)は高知県看護協会(以下本会)の会員であること。演題応募の時点で入会手続き中のものは、参加申込までに入会していること。

非会員(他職種を含む)であっても共同研究を行った者は、共同研究者として原稿に記名できる。

2. 応募要件

以下の項目をすべて満たしているものを受付ける。

- 1) 未発表であることまた発表予定でないこと(ただし、施設内・高知県看護協会地区支部発表は可)
- 2) 倫理的に配慮された内容であり、その旨が本文中に明記されている。
- 3) 本会投稿規程、集録原稿作成見本に則って作成され、不備のないもの。
- 4) 看護職の免許取得後に行われた研究・実践であること。

本学会における演題発表後、他の学会、研究会および出版物等に本質的に同じ(目的、方法、結果、考察が同じ)内容について、投稿や発表を行わないこと。

3. 倫理的配慮

1) 倫理的配慮について

(1)「人を対象とする生命科学・医学系研究に関する倫理指針(令和3年3月23日制定)」(以下「指針」という。)を熟読し、指針の「人を対象とした研究」に該当する研究は倫理審査を受けていること。

・所属施設に倫理審査委員会がない場合は、該当する機関(※)等による組織的承認を得ていること

※該当する機関とは、都道府県看護協会や大学等他組織の倫理審査委員会及び所属施設内において研究の実施にあたり倫理的観点から審査・承認を行う会議体を指す

・行った倫理的配慮の内容は本文内に記載する。承認を得た倫理審査委員会あるいは会議体の正式名称を本文に記載すること。ただし、これにより組織が特定されてしまう場合は、「所属施設の倫理審査委員会」としてもよい。

(2)指針で適応範囲外とされている研究については倫理審査は不要であるが、個人情報保護やインフォームドコンセント等の必要な倫理的配慮については、本文内に記載すること。

・倫理審査の適応範囲については指針および「人を対象とする生命科学・医学系研究に関する倫理指針ガイドランス」(令和3年4月16日制定)を参照し、倫理審査を必要とするかどうか判断が困難な場合には、倫理審査委員会の意見を聞くことを推奨する。

(3)指針の対象外である研究及び実践報告は、「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドランス」に従い、事例により十分な匿名化が困難な場合は、本人または代諾者の同意を得なければならない。発表にあたっての倫理的配慮の内容は本文内に記載すること。

2) 研究対象施設や対象者の特定を避けるため、次の表記に注意すること(個人情報の保護)。

- ・「当院」「当病棟」等の記載はせず、「A病院」「A病棟」など匿名化すること。
- ・氏名や県名はイニシャル表記をしないこと。例:「神奈川県」→ ×「K県」 ○「A県」
- ・患者の病歴や経過などの日付表記は、特定できない表記を考慮すること。

- ・患者の氏名、住所、診療 ID および患者の特定につながる場合は、役職や診療科なども記載しないこと。
- 3) 許諾が必要な尺度及び商標登録物等は、筆頭著者自身があらかじめ使用許諾を得た上で、著者が必要な許諾を得たことを記載する。薬品や検査器具等は一般名を用い、()内に商品名、登録商標の場合は®を記載すること。
- 4) 過去 3 年間の利益相反の有無について発表媒体で開示すること。
「日本看護学会における利益相反に関する指針」に則り、著者全員の利益相反状態を適正に開示する。

－ 日本看護学会誌 投稿要綱 (日本看護協会) 抜粋・追加－

【利益相反状態の記載例】

学会での発表媒体	発表媒体(スライド、ポスター)内に利益相反状態を開示する。
論文原稿	論文の末尾(引用文献の前)に利益相反状態を記載する。

【記載例】

- <利益相反状態にある場合> 本演題発表に関連して、過去 1 年間に△△社から研究者所属の看護部への委託研究費・奨学寄付金などの研究費、および個人的な講演謝礼を受けている。
- <利益相反状態にない場合> 本演題発表に関連して開示すべき利益相反関係にある企業等はない。

5. 応募手続き

- 1) 応募時には別添「高知県看護協会看護研究学会演題申込書」(資料①)に必要な事項を記入し、集録原稿と共に提出する。
- 2) 原稿は、「高知県看護協会看護研究学会演題応募チェックリスト」(資料②)を用いて提出前に確認し、チェックリストと共に提出する。

6. 応募受付および採否

- 1) 原稿の到着日を受付日とする。
- 2) 原稿の採否は研究学会委員会が決定し、結果は後日文書で通知する。
- 3) 研究学会委員会から修正を求められた場合は、指定期日までに再提出する。
- 4) 再提出されない場合は、応募取り消しとなる。

7. 集録原稿執筆要領

- 1) 原稿は、「集録原稿作成見本(資料③)」に沿って作成する。
 - (1) 用紙は A4 版横書き。
 - (2) 表題の文字サイズは 14 ポイント(副題は 12 ポイント)、キーワード・所属施設名・発表者、共同研究者の文字サイズは 10.5 ポイントで中央揃えとする。
 - (3) 本文の文字サイズは 10.5 ポイントとし、和文・新かなづかいを用い、外国語はカタカナ表記、外国人名や日本語訳が定着していない学術用語等は原語にて表記する。
 - (4) フォントは明朝体で全角、英字および数字は半角とする。

2)原稿は、図表を含め1～4枚とし、ページ数は入れない。

3)キーワードは3つ～5つ以内とする。

4)所属名・発表者・共同研究者名は正確に記載する。

5)本文

(1)研究報告は、「Ⅰ. はじめに」・「Ⅱ. 研究目的」・「Ⅲ. 研究方法」・「Ⅳ. 倫理的配慮」・「Ⅴ. 結果」・「Ⅵ. 考察」・「Ⅶ. 結論」・「Ⅷ. 引用文献」の項目別にまとめる。

(2)実践報告は、「Ⅰ. はじめに(背景と目的)」・「Ⅱ. 取り組み(事例)」・「Ⅲ. 倫理的配慮」・「Ⅳ. 結果」・「Ⅴ. 考察」・「Ⅵ. まとめ(今後の課題)」・「Ⅶ. 引用文献」の項目別にまとめる。

(3)図表等

①通し番号とタイトルをつける。表番号と表タイトルは表の上、図番号と図タイトルは図の下に入れセンタリングする(集録原稿作成見本 資料③参照)。

②図表等は必要最小限に留める。

③白黒印刷で判別できる明瞭なものとし、カラー原稿は不可とする。

(4)引用文献

①引用順に本文引用箇所¹⁾の右肩に番号をつけ、引用文献の項に一括して引用番号順に記載する。

②引用文献は下記の「文献記載例」を参照し記載する。

③共著者は3名まで表記し、それ以外は他とする。

【文献記載例】

<雑誌掲載論文>

・著者名:表題名, 雑誌名, 巻(号), 頁, 発行年(西暦年次).

例)学会花子:看護研究について,〇〇看護,25(11),p.35-38,2008.



コンマ(半角)

ピリオド(半角)

例)学会花子,日本協子,清瀬看子他:看護の〇〇研究,第〇回日本看護学会論文集(看護管理),p.5-8,2010.

<単行本>

・著者名:書名(版), 発行所, 頁, 発行年(西暦年次).

例)学会花子:看護実践研究の手引き(3),〇〇看護出版,p.145-148,2006.

・著者名:表題名, 編者名, 書名(版), 発行所, 頁, 発行年(西暦年次).

例)学会花子:研究における〇〇,日本協子編,看護実践研究(2),△△出版,p.76-88,2007.例)前掲書1),p.100-115.

<翻訳書>

・原著者名:書名(版),発行年,訳者名,書名(版),発行所,頁,発行年(西暦年次).

例)Alice Williams:Nursing Research(4),2001,学会花子訳,看護研究(4),〇〇看護出版,p.298-280,2003.

<電子文献>

・著書名:表題名,雑誌名,巻(号),頁,発行年(西暦年次),アクセス年月日,URL.

・発行機関名(調査/発行年時),表題,アクセス年月日,URL.

例) 文部科学省,厚生労働省(2014),人を対象とする医学系研究に関する倫理指針,2021年12月6日.
2021年8月6日閲覧,<http://www.whlw.go.jp/content/000757566.pdf>.

※公的機関から提供される情報(統計、法令等)、電子ジャーナルのみを対象とする。

④注意事項

- ・本文中の引用箇所の番号と本文の最後の引用文献一覧の番号は一致させる。
- ・孫引き(他の本に引用されている部分を、原典を調べずそのまま引用すること)はせず、必ず原典を引用すること。

8. その他

1) 記載上の注意

- (1) 文章は「である」調に統一する。
- (2) 見出し(はじめに等)は左端に寄せる。
- (3) 数字は算用数字、数量は単位記号で記入する。
- (4) 数字は次の順に配列する。

I . II . III . → 1.2.3. → 1)2)3) → (1)(2)(3) → ①②③

- (5) 略語を使うときは、はじめに正式名を記入し、説明してから使用する。

9. 応募先

〒780-8066 高知市朝倉己 825-5
高知県看護協会研究学会委員会
TEL (088) 844-0678

平成 28 年 9 月 10 日 改正
平成 29 年 9 月 9 日 改正
令和 元年 9 月 1 日 改正
令和 2 年 9 月 25 日 改正
令和 3 年 9 月 3 日 改正
令和 5 年 8 月 9 日 改正